

## 多田雅史

件名: 全国ベンゾジアゼピン薬害連絡協議会 (BYA)【情報 Vol.2 2 0】

各位 (本情報提供メールは当会会員、協力弁護士、協力医、報道機関、医療過誤団体、野党政党等の約400カ所へBCC送信しています)

全国ベンゾジアゼピン薬害連絡協議会 (BYA) の多田雅史です。

本メールはベンゾジアゼピン (BZD) 関連情報をお送りしています。

- (1) 新規の情報提供希望者が身近におられた場合、BYA-HPの「お問合せ」をご紹介ください。  
<https://www.benzodiazepine-yakugai-association.com/>
- (2) 有用な情報をお持ちの方は本メールに返送してお知らせください。皆さんに情報提供します。
- (3) 情報の中で「拡散すべき情報」があれば、皆さんの判断で自由に「転送・SNS拡散」してください。

### 【目次】

1. 眼球使用困難症の障害年金給付の最高裁上告
2. 治療医の紹介の中止
3. 文献調査の必要性
4. たん吸引器の学校配備、請求棄却 医療的ケア児訴訟、名古屋地裁
5. 医師らに176万円賠償命令 高齢女性死亡で逆転判決—東京高裁
6. 医療法関連文献の紹介

### 【記事】

1. 眼球使用困難症の障害年金給付の最高裁上告

最高裁は憲法審査裁判所であるので、憲法25条「第二十五条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。」により争っていると思われま

す。セイフティネットワークの漏れをどうするのか？最高裁が判断するか、それとも不受理とするか？

<https://www.change.org/p/%E5%88%B6%E5%BA%A6%E3%81%AE%E8%B0%B7%E9%96%93-%E7%9C%BC%E7%90%83%E4%BD%BF%E7%94%A8%E5%9B%B0%E9%9B%A3%E7%97%87-%E4%BB%A3%E8%A1%A8%E7%96%BE%E6%82%A3%E7%9C%BC%E7%9E%BC%E7%97%99%E6%94%A3%E5%B9%B4%E9%87%91%E8%A3%81%E5%88%A4%E3%81%AB%E3%81%8A%E3%81%84%E3%81%A6%E7%9C%9F%E3%81%AB%E5%85%AC%E6%AD%A3%E5%85%AC%E5%B9%B3%E3%81%AA%E5%88%A4%E6%B1%BA%E3%82%92>

2. 治療医の紹介の中止

皆さんから「ベンゾジアゼピン治療医を紹介して欲しい」という依頼がよくあり、これまで可能な範囲で紹介することがありました。しかし、中には、紹介した医師との間で、治療方針や診断名などでトラブルになる事例があります。そうすると、協力医から当会へ「ベンゾジアゼピン患者をもう紹介しないで欲しい」と言われます。そうすると、これまで長期にわたり信頼関係を築いてきた協力医との関係が壊れます。集団訴訟で一番重要な協力医との関係が壊れれば、取り返しのつかない事態を招く。医師と「議論することはあっても、感情的に口論してはならない」。特に、協力医とトラブルとなることは最悪となる。したがって、当会は、今後、原則、治療医又は協力医の紹介は行いません。

3. 文献調査の必要性

すでに「ベンゾジアゼピン (薬物)」⇄「副作用」の関係の調査はほぼ終わっている。それらを調べ

2020/08/19 21:34

て精査することが重要であり、何も調べずに、自分の症状の意見だけを言っても無駄であろう。一方、遷延性離脱症候群は、その存在だけが指摘され、実態は調査されていないが、その理由は調査自体が難しい（原疾患との識別が困難等）からであろう。加えて、遷延性離脱症候群の実態調査は、医師会や製薬会社に「足を向ける行為」となるため、そのような調査を実施できる研究機関も研究者もほぼいないと思われる。なぜなら、そういう行為は、製薬会社からの研究費の支給を止められるからである。

そういう意味で、皆さんも文献調査したり、協力医を探したり、協力弁護士を探したり、資金寄付をしたり、そういうBYAへの協力活動を期待しています。

#### 4. たん吸引器の学校配備、請求棄却 医療的ケア児訴訟、名古屋地裁

<https://www.tokyo-np.co.jp/article/49822?rct=national>

以下引用

『日常的に医療行為の援助が欠かせない「医療的ケア児」に当たる愛知県内の男子中学生と両親が、以前通っていた公立小学校で必要なたんの吸引器を配備せず、毎日親に持参させたことなどが障害者差別に当たるとして、現在通う公立中への配備と慰謝料計約330万円の支払いを地元自治体に求めた訴訟の判決で、名古屋地裁は19日、請求を棄却した。』

そこまではする必要はないという判断か？ 判決文が出てくれば分かる。

#### 5. 医師らに176万円賠償命令 高齢女性死亡で逆転判決—東京高裁

<https://www.jiji.com/jc/article?k=2020081900932&q=soc>

以下引用

『山梨県富士川町の特別養護老人ホームに入所していた高齢女性の死亡をめぐり、適切な医療行為を怠ったなどとして、遺族が診察した男性医師と所属する病院の運営法人を相手取り計480万円の損害賠償を求めた訴訟の控訴審判決が19日、東京高裁であった。深見敏正裁判長は請求を棄却した一審の甲府地裁判決を取り消し、医師と運営法人に計176万円の賠償を命じた。』

深見裁判長は、医師について「適切な医療処置を施す義務に違反した過失がある」と認定。医療処置が行われていれば、女性が生存していた可能性もあったと指摘した。とされている。こういう判決を見ると、最終判断は、裁判官次第、という感想を持たざるを得ない。

#### 6. 医療法関連文献の紹介

(1)実践医療法\_\_山口悟\_\_被告乙2の続き

(2)医事法入門\_\_手嶋豊



全国ベンゾジアゼピン薬害連絡協議会 多田雅史